

(案)

第4次久喜市男女共同参画行動計画策定方針

1 行動計画策定の根拠

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成22年9月に施行した「久喜市男女共同参画を推進する条例」第9条において、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画を策定すると定めている。

第3次久喜市男女共同参画行動計画の計画期間が令和9年度末までであることから、令和8年度から第4次男女共同参画行動計画の策定に着手する。

2 行動計画の位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」である。
- (2)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」である。
- (3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」である。
- (4)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」である。
- (5)「久喜市SDGs取組方針」に基づき、「ゴール5 ジェンダー平等の実現」を推進する計画である。

3 見直しの方向性

- (1)行動計画の策定に当たっては、従前の方式にとらわれることなく、策定に係る事務負担の軽減を進める。
- (2)行動計画の記載事項を見直し、スリム化(総量の削減)を図る。
- (3)市民意識調査は、原則電子申請・届出サービスによるWEB回答方式とする。ただし、インターネット環境がない回答者に配慮するため、市民参加コーナーに調査票、回答用紙及び回収ボックスを設置する。質問項目を可能な限り絞り、回答者の負担を減らす。

4 行動計画の構成

- (1)行動計画の総量削減を図るため、市長あいさつ文、市の概況、市民意識調査の結果や、策定過程などの資料は掲載しない。
- (2)行動計画のポイントをわかりやすく掲載する。序論は必要最小限とする。

5 市民参加について

(1) 男女共同参画審議会

公募市民、事業者の代表者、学識経験者、計10人で構成。(令和9年4月1日改選予定。)

(2) 市民意識調査

原則、電子申請・届出サービスによるWEB回答方式とする。ただし、インターネット環境がない回答者に配慮するため、市民参加コーナーに調査票兼回答用紙及び回収ボックスを設置する。

(3) 中学生アンケート

市内中学校の3年生生徒を対象とし、回答には学習用端末を活用する。

令和8年5月1日現在対象人数1,043人

(4) 市民意見提出制度

行動計画案について意見を募集する。(1回)

6 庁内会議の開催

「久喜市男女共同参画行政推進会議」等の会議は、開催回数を極力少なくする。もしくは、文書等による開催とする。

7 計画の印刷製本について

印刷製本は行わず、データでの公表のみとする。